

平成 28 年度 被扶養者の再認定について

再認定解説
パンフレット

被保険者の皆様へ

平成 28 年 8 月 1 日

経済産業関係法人健康保険組合

被保険者の皆様におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、当組合では医療費や高齢者医療制度への支援の適正化を目的に法令等に基づいて被扶養者の再認定を下記により実施します。お手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. 再認定の対象者

平成 28 年 8 月 1 日現在で被扶養者となっている者のうち、平成 27 年 8 月 1 日以降に被扶養者として認定された者を除く者。

2. 確認調書の記載内容の確認と提出について

同封の「被扶養者確認調書」（以下「確認調書」という）に印字されている被扶養者の氏名・生年月日等をご確認いただき、「職業・学校・学年」、「年金受給者で」、「年間収入」、「同居別居の区別」の各欄を黒字で記入のうえ、一番下の誓約欄に被保険者名による署名をして下さい。（被保険者の「住所」欄と被扶養者の「税法上の扶養家族」欄は記入不要です。）

次に裏面 4. により扶養の事実を証明する各種証明書類を確認調書に添付のうえ勤務先担当課の指定する期日までに同担当課へ提出して下さい。期日までに確認調書の提出がない場合はやむを得ない事情であると当組合が認めた場合を除き、引き続き被扶養者となることができませんのでご注意ください。

※確認調書の印字内容に誤りがある場合は、当該個所を二本線で抹消のうえ訂正内容を赤で記入し、「被扶養者諸変更・訂正届」に被保険者証を添付して確認調書とともに提出して下さい。なお、コンピュータの都合で確認調書に印字している氏名漢字が被保険者証の表示と異なる場合がありますのでご了承下さい。

3. 被扶養者から削除する場合

扶養の状況が下記の基準を満たさない場合は被扶養者となることはできませんので、確認調書の削除該当者欄を二本線で抹消のうえ、基準を満たさなくなった事実が発生した日を削除日として「被扶養者異動届」に被保険者証を添付して確認調書とともに提出して下さい。

【被扶養者の認定基準】

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（内縁を含む）、子、孫、弟妹である者
- ② 上記①以外の被保険者の三親等内の親族で、被保険者と同一世帯である者
- ③ 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母及び子で、被保険者と同一世帯である者
- ④ 上記①～③のいずれかの者で、かつ年間収入（給与、事業収入、年金収入、報酬、配当等の全ての合計）が下記の要件を全て満たしており、被保険者により主たる生計が維持されていること
 - ① 被扶養者の年間収入が 130 万円未満（60 歳以上及び身体障害者は 180 万円未満）
 - ② 被扶養者の年間収入が被保険者の年間収入の 1/2 未満であること
 - ③ 別居の場合は被保険者からの送金額が被扶養者の収入より多いこと（送金は毎月であること。なお、手渡しは認められません）
 - ④ 夫婦共同扶養の場合は原則として年間収入の多い方の被扶養者であること

4. 確認調書に添付する各種証明書類について

下記①もしくは②により、扶養の事実を証明する書類を確認調書に必ず添付して下さい。(提出時は証明書類を確認調書の下に重ねて左上をホッチキスで留めて下さい。)

但し、右に該当する被扶養者は証明書類の添付は不要です。

- ① 収入のない配偶者
- ② 配偶者が被扶養者になっている場合の、18歳未満の子及び学生である子の添付は不要です。
- ③ 平成28年10月1日までに資格喪失予定の被保険者の被扶養者

- 1 被保険者及び被扶養者がともに国内に居住している場合
(1) 確認調書への添付書類 (詳細は下記(2)をご確認下さい。)

再認定対象者	被扶養者申請理由書	在学証明書	収入証明	その他書類
① 配偶者	㊦ 収入あり		○	
	㊧ 収入なし			
② 子(配偶者が被扶養者となっている)	㊦ 18歳未満及び学生			
	㊧ 上記㊦以外		○	○
③ 子(上記②以外。夫婦共同扶養等)	㊦ 18歳未満及び学生	○		
	㊧ 上記㊦以外	○	○	○
④ 上記以外	全員	○		
	該当する場合必要な書類		○	○

※上記①②③の者で収入証明の添付が不要な場合については、収入が無いこと又は収入が認定基準に定める限度額内であることが前提です。該当者の収入状況は必ず確認のうえ確認調書に記入して下さい。

※上記に該当しないケースの場合は、事業所の担当窓口を経由して当組合に必要な書類をご確認下さい。

(2) 添付書類詳細

対象となる被扶養者	添付が必要な証明書類	写
① 全員 (配偶者、配偶者が被扶養者になっている場合の「18歳未満の子及び学生である子」は除く)	被扶養者申請理由書(兼現況届) ※様式は下記の当組合ホームページからダウンロード	否
② 大学・専門学校・予備校等各種学校の学生 (配偶者及び子である場合は除く)	在学証明書	否
③ 収入のない者 (配偶者、18歳未満の子及び学生は除く)	非課税証明書	否
④ 勤労収入のある者 (18歳未満の子及び学生である子は除く)	直近3カ月の給与支払証明書または給与明細書	可
⑤ 退職して雇用保険受給中・待期中・受給延長中の者	雇用保険に関する書類	可
⑥ 年金受給者 (配偶者及び子は①のみで可)	㊦ 直近の年金振込通知書または改定通知書	可
	㊧ 課税または非課税証明書	否
⑦ 事業所得等その他収入がある者	確定申告書(経費内訳が分かる書類も添付)	可
⑧ 被扶養者が子だけの場合(夫婦共同扶養等)	被扶養者申請理由書(兼現況届)	否
⑨ 父母等でその配偶者がいる者	その配偶者の収入証明(上記③～⑦参照)	—
⑩ 扶養すべき先順位者がいる者	先順位者の収入証明(上記③～⑦参照)	—
⑪ 別居の者 (配偶者、18歳未満の子及び学生である子は除く)	直近3カ月の送金を証明する書類	可
⑫ 同居が条件の者	住民票	否

※ 証明書類は、原則発行後3カ月以内のものを提出して下さい。

※ 上記のほか必要に応じて証明書類等を提出していただくことがあります。

- 2 海外外赴任中である被保険者の被扶養者並びに海外在住の被扶養者
被扶養者の年間収入等をご確認のうえ、被扶養者申請理由書(兼現況届)のみを確認調書に添付して提出して下さい。(同理由書は下記当組合ホームページからダウンロードして下さい。)ただし、配偶者、配偶者が被扶養者になっている場合の「18歳未満の子及び学生である子」については添付の必要はありません。

当組合ホームページに確認調書の記載例など再認定に関するお知らせや、各種届出様式も掲載していますのでご覧下さい。 URL ⇒ <http://www.tsuken.or.jp>

なお、提出いただいた個人情報は被扶養者の認定に係る業務以外には使用いたしません。